

2004年2月24日

第3回JIPA知財シンポジウム

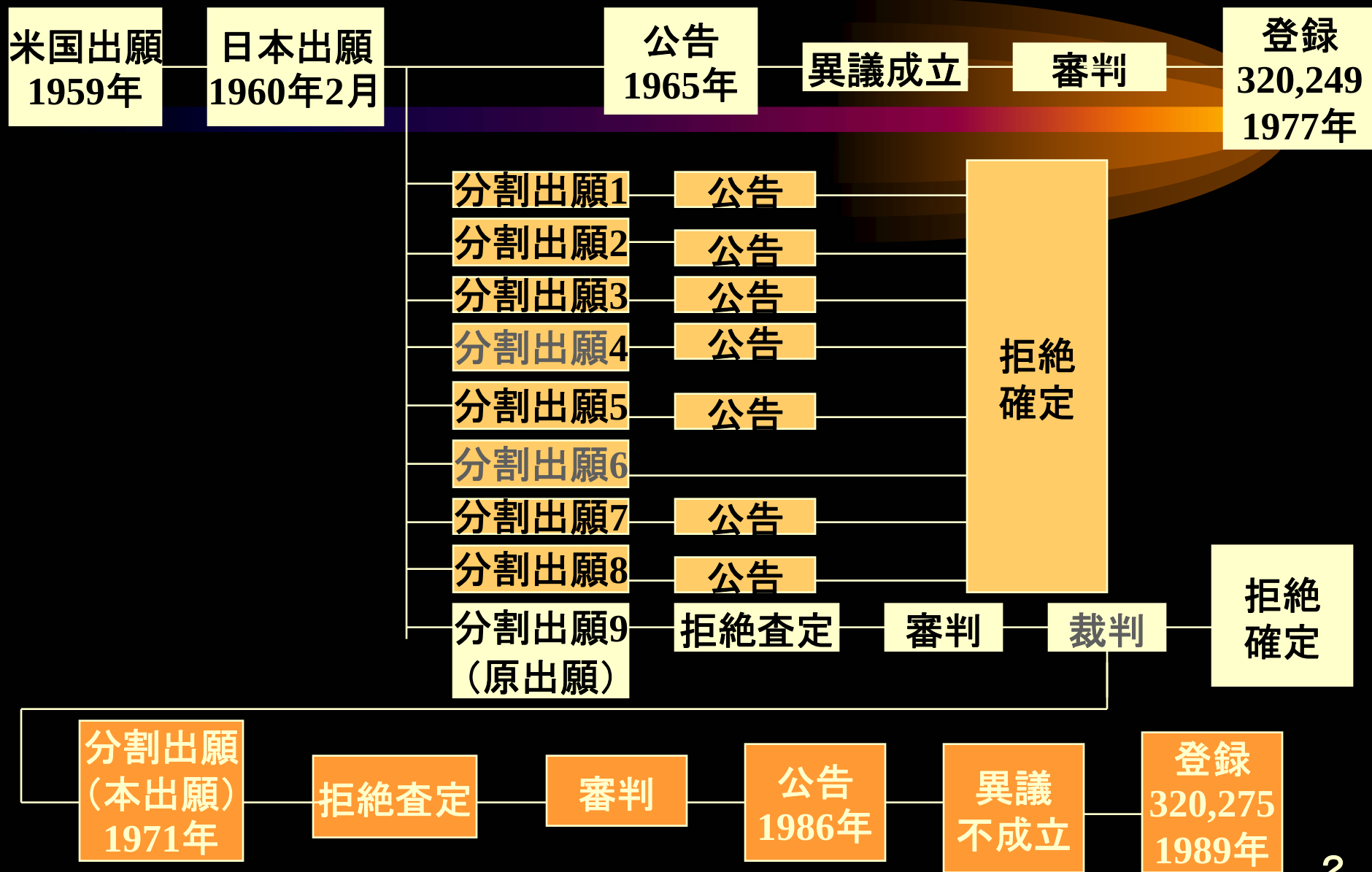
迅速・的確な知的財産訴訟に向けて



富士通テクノロジーサービス株式会社

専務取締役 井桁貞一

キルビー275特許系統図



キルビー275訴訟経緯

一審(東京地裁)

- 1991年7月19日 富士通より、権利範囲確認訴訟を提起
T Iより、製造販売差し止め仮処分申請
- 1994年2月 4日 本訴および仮処分とも審理終結
- 1994年8月31日 判決(富士通製品は抵触しない)

二審(東京高裁)

- 1994年9月12日 T Iが控訴および抗告
- 1997年3月12日 控訴、抗告とも審理終結
- 1997年9月10日 判決(控訴、抗告とも棄却)

上告審(最高裁)

- 1997年10月16日 T Iが本訴について、最高裁に上告((仮処分については確定)
- 2000年4月11日 判決(上告棄却)

最高裁判決(上告棄却)

- 特許権に基づく差し止め、損害賠償などの請求は、当該特許に無効理由が存在することが明らかである時は、訂正審判が請求されているなど特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない。
- 特許侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由があることが明らかか否か判断できる。これと異なる大審院の判決は変更すべきである。
- その他の上告理由は、原審の専権に対する判断の不当をいうものにすぎず、採用することはできない。

侵害訴訟

無効訴訟

訂正訴訟

1991.7

提訴

1994.6

無効審判請求

1994.8

地裁判決

1994.9

控訴

1997.9

高裁判決

1997.10

上告

1997.11

審決

1998.5

審決取消訴訟

2000.4

最高裁判決

2000.5

訂正審判請求

2000.12

審決

2001.3

高裁判決

2001.5

上告

審決取消訴訟

2001.10

上告棄却

2001.11

訴訟取下げ